

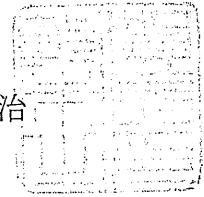
敦賀市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成25年10月11日からその効力を生ずるものとする。

平成25年10月11日

敦賀市長 河瀬 一 治



次の区域の地先の公有水面埋立地2,004.51平方メートルを立石50号中条に編入する。

大字	字	地番
立石	50号中条	38番 39番